

ID: 208

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	許可事項変更の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市立公園条例 第5条第4項		
例 規 番 号	平成13年条例第133号		
【根拠条文】 (市立公園の使用) 第5条 前条の許可に係る申請をしようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。 2 市長は、前条各号に掲げる行為が公衆の市立公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、使用の許可を与えることができる。 3 市長は、前項の使用の許可に、市立公園の管理のために必要な範囲内で条件を付することができる。 4 使用者は、使用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日